

**新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための
雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案
概要**

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 今般、足下の新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象となる休業の期限を令和3年6月30日から同年7月31日まで延長する。
- また、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から同年6月30日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、この期間延長と併せて、当該地域特例の対象となる休業の期限についても同年7月31日まで延長することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年6月30日	令和3年7月1日～ 令和3年7月31日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 9,900円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 ＋緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※ 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公 布 日：令和3年6月23日

施 行 期 日：公布の日